

岩手県告示第 884 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 11 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 佐倉河真城線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢区佐倉河字道下 67 番 2 地先から字嶋館 41 番 5 地先まで	新	B m 40.2~18.0	m 147.6
奥州市水沢区佐倉河字道下 37 番 1 地先から字嶋館 41 番 5 地先まで	旧	A 65.0~13.3	148.8
奥州市水沢区佐倉河字道下 67 番 2 地先から字嶋館 41 番 5 地先まで		B 40.2~18.0	147.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 11 月 27 日から同年 12 月 27 日まで

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 340 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市上郷町平倉 41 地割 24 番 4 地先から板沢 17 地割 6 番 1 地先まで	新	B m 91.2~13.0	m 4,388.1
遠野市上郷町平倉 41 地割 46 番 10 地先から板沢 17 地割 6 番 1 地先まで	旧	A 70.0~5.6	5,806.7
遠野市上郷町平倉 41 地割 46 番 10 地先から平野原 3 地割 35 番 1 地先まで		B 98.4~17.0	857.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 21 年 11 月 27 日から同年 12 月 27 日まで